地区計画ガイド

新蛇田地区



平成28年12月 石巻市 (改訂版)

はじめに

「新蛇田地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区 の形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良 好な居住環境の形成を目標としています。

地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が 定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区 では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美し いまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したものです。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

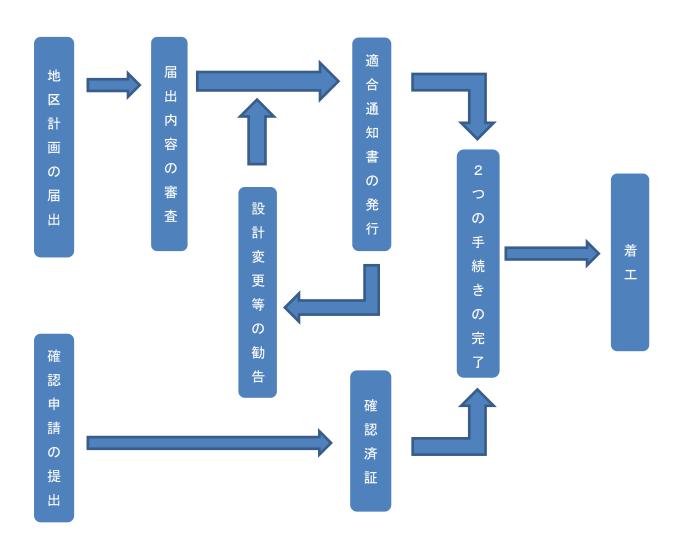
~この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくり のためにご協力をお願いいたします。~

手続きの流れ

新蛇田地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



届け出方法

①届け出期間:工事着手の30日前まで

②届け出窓口: 石巻市建設部都市計画課

(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)

③お問い合わせ先:0225-95-1111 内線5634

※工事は適合通知書を得てから着手してください。

 決定年月日
 平成26年
 8月26日
 石巻市告示230号

 変更年月日
 平成27年
 2月20日
 石巻市告示37号

 変更年月日
 平成27年
 8月14日
 石巻市告示306号

 変更年月日
 平成27年11月25日
 石巻市告示411号

 変更年月日
 平成28年12月20日
 石巻市告示404号

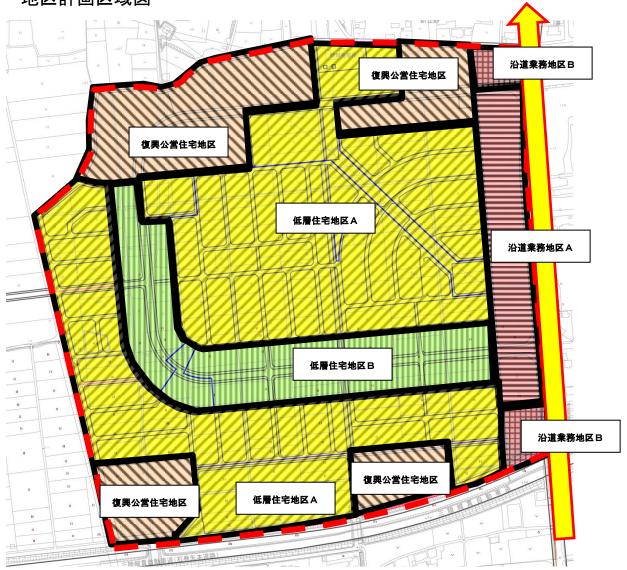
計画書

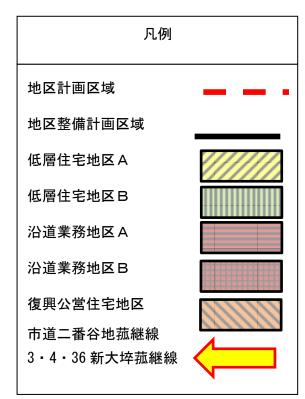
石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新蛇田地区計画を次のとおり変更する。

H1**		田
	名称	新蛇田地区計画
	位置	石巻市蛇田字新沼田及び同字新立野の各一部
	面積	約46.5ha
区	地区計画の目標	本地区は、JR石巻駅を中心とする石巻中心市街地から西へ約4kmの市街地の 西部端に位置し、地区の西部は水田地帯、北部は既存集落、南部は三陸縦貫自動車
域		道に囲まれている。東日本大震災により移転を余儀なくなられた市民の集団移転先 として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的に整備される。 このため、本地区の地区計画を変更し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然
の		環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。
整	土地利用の方針	周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。
備		1 主に住宅地として計画する。
		² 都市計画道路 3·4·36 新大埣菰継線(市道:二番谷地菰継線)沿いは沿道業務地と して計画する。
 開		
発	地区施設の整備の力	方針 土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
及	7-1- 1-1- 1-1- 1-1- 1-1- 1-1- 1-1- 1-1-	
び	建築物等の整備の力	1 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用 途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度、建築物の敷地 面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態
保		又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。
全		2 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図る ため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建
の		築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造 の制限を定める。
方		3 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度を定める。
針		

地区計画区域図





新蛇田地区計画 地区整備計画

	1 地区の区分					地区B 6.5ha		沿道業務地区A 3.2ha			沿道業務地区B 1.0ha			復興公営住宅地区 8.9ha		
			建ペい率(%)		用途地域	建ペい率(%)		用途地域	建ペい率(%)		用途地域	建ペい率(%)		用途地域	建ペい率(%)	
		第一種低層住居専用地域	60	80	第二種低層住居専用地域	60	80	第一種住居地域	60	200	第一種住居地域	60	200	第一種住居地域	60	200
		第一種住居地域 ●建築できるもの ①一戸建ての住宅 ②一戸建ての住宅で事務所、店舗 ねるののうち建築基準法施行令 以外の部分が50㎡以下かつ1/2末 ③集会所(住民の自治活動の用に ④巡査派出所、公衆電話所その他 今第130条の4で定める公益上必 多前各号の建築物に付属するもの 各号に掲げるものを除く)	計第130条の3で気 満) - 供するものに限 もこれらに類する 要な建築物	をあるもの(住宅 をある) ・建築基準法施行	以外の部分が50㎡以下かつ1/2 ③店舗、飲食店その他これらに 築基準法施行令第130条の5の2 が150㎡以下かつ2階以下)	令第130条の3で 未満) 類する用途に供す 各号で定めるもの 他これらに類する 3要な建築物 ームその他これら	類する用途を兼 とめるもの(住宅 るもののうち建 (床面積の合計 建築基準法施行	用途に供するもの(出入口ホー	- ル及び階段等の音 水泳場その他これ - 掲げるもの - 類するもの く。)	分を除く。)	●建築できないもの ① 1 階部分を兼用住宅の住宅、の用途に供するもの(2)一戸建ての住宅でその教練(2)一戸建ての番館(3)ホテル又は旅場、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、スケート場、の多学校、図書を開発の他のでは、100年ので	マール及び階段等の く、都市計画道路3 接するもの 水泳場その他これ 掲げるもの 類するもの	部分を除く。) ・4・36新大埣菰 らに類する運動	●建築できるもの ①共同住宅、長屋 ②集会所(住民の自治活動の用 ③巡査派出所、公衆電話所その 令第130条の4で定める公益上別 ④前各号の建築物に付属するも の5各号に掲げるものを除く))他これらに類する 必要な建築物	5建築基準法施行
	2 容積率の最 高限度	80	0%			-			_			_			100%	
の制	2 7 - 2 - 2 - 2															
	3 建ぺい率の 最高限度		_			-			-			-			-	
す	4 敷地面積の 最低限度			'5㎡ 5所等公益上必要なものを除く。)			-			175㎡ (ただし、一戸建ての住宅に限る)				-		
も	5 壁面の位置 の制限	の面から敷地境界線までの距離は			建築物の外壁又はこれに代わ の面から敷地境界線までの距離			建築物の外壁又はこれに代れ の面から敷地境界線までの距离			①建築物(一戸建ての住宅を含 (以下「外壁等」という。)の)面から敷地境界線			-	
垻		する。 1)道路境界線 1m 2)その他隣地境界線 1m			する。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m			する。 1)道路境界線 1m 2)その他隣地境界線 1m			次の各号に掲げる数値以上とす 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	ত				
		ただし、建築物の部分が次の各 はない。	5号に該当する場	合はこの限りで	ただし、建築物の部分が次のはない。	各号に該当する場	合はこの限りで	ただし、建築物の部分が次の はない。	D各号に該当する場	合はこの限りで	ただし、建築物の部分が次の はない。)各号に該当する場	合はこの限りで			
		A) 外壁等の中心線の長さの合計 B) 物置その他これに類する用に かつ床面積の合計が5㎡以下である	供し、軒の高さ		A) 外壁等の中心線の長さの合 B) 物置その他これに類する用 かつ床面積の合計が5㎡以下でる	に供し、軒の高さ	が2.3m以下で、	A) 外壁等の中心線の長さの台 B) 物置その他これに類する月かつ床面積の合計が5㎡以下で	用に供し、軒の高さ		A) 外壁等の中心線の長さの合 B) 物置その他これに類する月 かつ床面積の合計が5㎡以下で	に供し、軒の高さ				
											②一戸建ての住宅の1階部分の 「外壁等」という。)の面から る数値以上とする。					
											都市計画道路 3·4·36 新大継線) 30m	· 埣菰継線境界線(市道二番谷地菰			
			0			10										
	6 高さの最高 限度	10	0m			10m				20)m				-	
		【は意 ① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 ② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。											-			
	8 かき又はさ	L LO 1 14-00			以下の透視可能なフェンス若しく	は鉄柵その他これ	いらに類するものと	し、ブロック等これらに類する	ものは設置しては	ならない。					-	
	くの構造の制 限	が構造が制また、沿道業務地区A・Bについては、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。														

かき又はさくの構造図

